

え た じ ま し
江田島市

がいようぼん
概要版

だい 7 きょう しょう がい ふく し けい かく
第 7 期 障害福祉計画
だい 3 きょう しょう がい じ ふく し けい かく
第 3 期 障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



き ほん り ねん
基 本 理 念

ひとり

じぶん

かがや

一人ひとりが自分らしく輝き

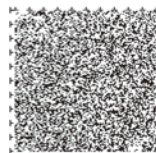
とも い
共に生きるまち・

え た じ ま



れいわ ねん がつ
令和6(2024)年3月
ひろしまけん え た じ ま し
広島県 江田島市

おんせい
これは音声コード
おお かた
です。より多くの方
むくてき
への情報提供を目的
として提供
としています。



計画策定の趣旨

本市では、様々な障害者福祉施策を推進するとともに、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指すため、「江田島市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関連性

第3次江田島市障害者計画

(障害のある人の福祉に関する総合的な計画)

- 理解促進
- 権利擁護・差別解消
- 保健・医療(健康づくり)
- 地域生活支援の充実
(相談支援、福祉サービスの充実など)
- 療育・保育・教育の充実
- 雇用・就労支援
- 社会参加(交流・ふれあい)
- 福祉のまちづくり

とくに
特に関連が
深い項目

本計画

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

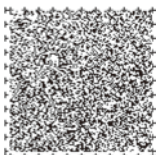
- 訪問系・日中活動系・
居住系サービス見込量
- 計画相談支援見込量
- 地域移行・地域定着支援見込量
- 地域生活支援事業の推進
- 障害児通所支援・
障害児相談支援…など

計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

成果目標の設定

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 地域生活支援の充実
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- 8 発達障害者等に対する支援



第7期障害福祉計画で定める障害福祉サービス事業の見込量

1 訪問系サービス

- 施設や病院などから地域生活に移行する人や重度障害のある人が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。
- 介護人材育成事業や奨学金免除制度などの周知を行い、ヘルパー等の人材を確保し、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

- 生活介護や自立訓練について、障害のある人の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労へ移行できるよう、企業への障害者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 短期入所について、緊急時又は介護者の休息確保のため、相談支援事業所と連携して定期的な利用を促進します。

3 居住系サービス

- 共同生活援助(グループホーム)について、地域の理解を深めながら、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

4 相談支援

- 計画相談支援については、適正なサービス利用につなげられるよう相談支援の質の向上を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援について、必要な時に適切な支援が受けられる事業所の体制の充実に努めるとともに、支援が必要な方に対しサービスの情報提供を行います。



5 おも ちいき せいかつ しえん じぎょう 主な地域生活支援事業

| | |
|---|--|
| りかい そくしん けんしゅう 理解促進研修・ 啓発事業 | しょうがい かん ちいき じゅうみん りかい ふか また ところ 障害に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の すいしん はか けんしゅう けいはつ じっし 推進を図るための研修・啓発を実施します。 |
| じはつてき かつどう しえん じぎょう 自発的活動支援事業 | しょうがい ひととう じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな 障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよ かぞく ちいき じゅうみん とう じはつてき とりくみ しえん う、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。 |
| そうだん しえん じぎょう 相談支援事業 | しょうがい ひととう かぞく そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょうとう おこな 障害のある人等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行 います。 |
| せいねん こうけん せいど りよう 成年後見制度利用 支援事業 | はんだんのうりよく ふじゅうぶん ちてき しょうがいまた せいしんしょうがい ひと こうけん にん とう ほうしゅうとう 判断能力が不十分な知的障害又は精神障害のある人に、後見人等の報酬等 ひつよう けいひ ぜんぶまた いちぶ じよせい 必要となる経費の全部又は一部について助成します。 |
| いし そつう しえん じぎょう 意思疎通支援事業 | いしそつう はか こんなん ひと たい いしそつう えんかつか はか 意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通の円滑化を図るための しゅわ つつやくしゃ ようやく ひつきしゃ はけん おこな 手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 |
| にちじょう せいかつ ようぐ きゅうふ とう 日常生活用具給付等 事業 | しょうがい ひととう たい にちじょうせいかつ かいご ようい にちじょうせいかつ ようぐ およ 障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ 住宅改修費を給付します。 |
| いどう しえん じぎょう 移動支援事業 | おくがい いどう こんなん しょうがい ひととう がいしゅつ さい いどう しえん おこな 屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出の際の移動支援を行 います。 |

だい き しょうがい じ ふく し けい かく さだ しょうがい じ ふく し じぎょう みこみりょう 第3期障害児福祉計画で定める障害児福祉サービス事業の見込量

| せつてい こうもく 設定項目 | せつてい ないよう 設定内容 |
|--|--|
| しょうがい じ つうしょ しえん とう 障害児通所支援等 | じどう はったつ しえん いりょうがた じどう はったつ しえん ほうかご とう ほうちん 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問 しえん きょたくほうちんがた じどう はったつ しえん しょうがい じ そうだん しえん いりょうてき じ たい かん 支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関 れん ぶんや しえん ちょうせい はいちすう 連分野の支援を調整するコーディネーター配置数 |

え た じ ま し だい き しょうがい じ ふく し けい かく だい き しょうがい じ ふく し けい かく がいようばん 江田島市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 概要版

はっこうつき れい わ ねん がつ
発行月／令和6(2024)年3月

はっこうしゃ ひろしまけん え た じ ま し ぐく し ぼ けん ぶ しゃ かい ふく し か
発行者／広島県江田島市福祉保健部社会福祉課

ひろしまけん え た じ ま し おおがき ちやう おおばら ばん ち
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

TEL 0823-43-1638 FAX 0823-57-4432

